

第49回 石巻市都市計画審議会

第177号・第178号・第179号議案

参 考 資 料

第177号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について
(石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止)

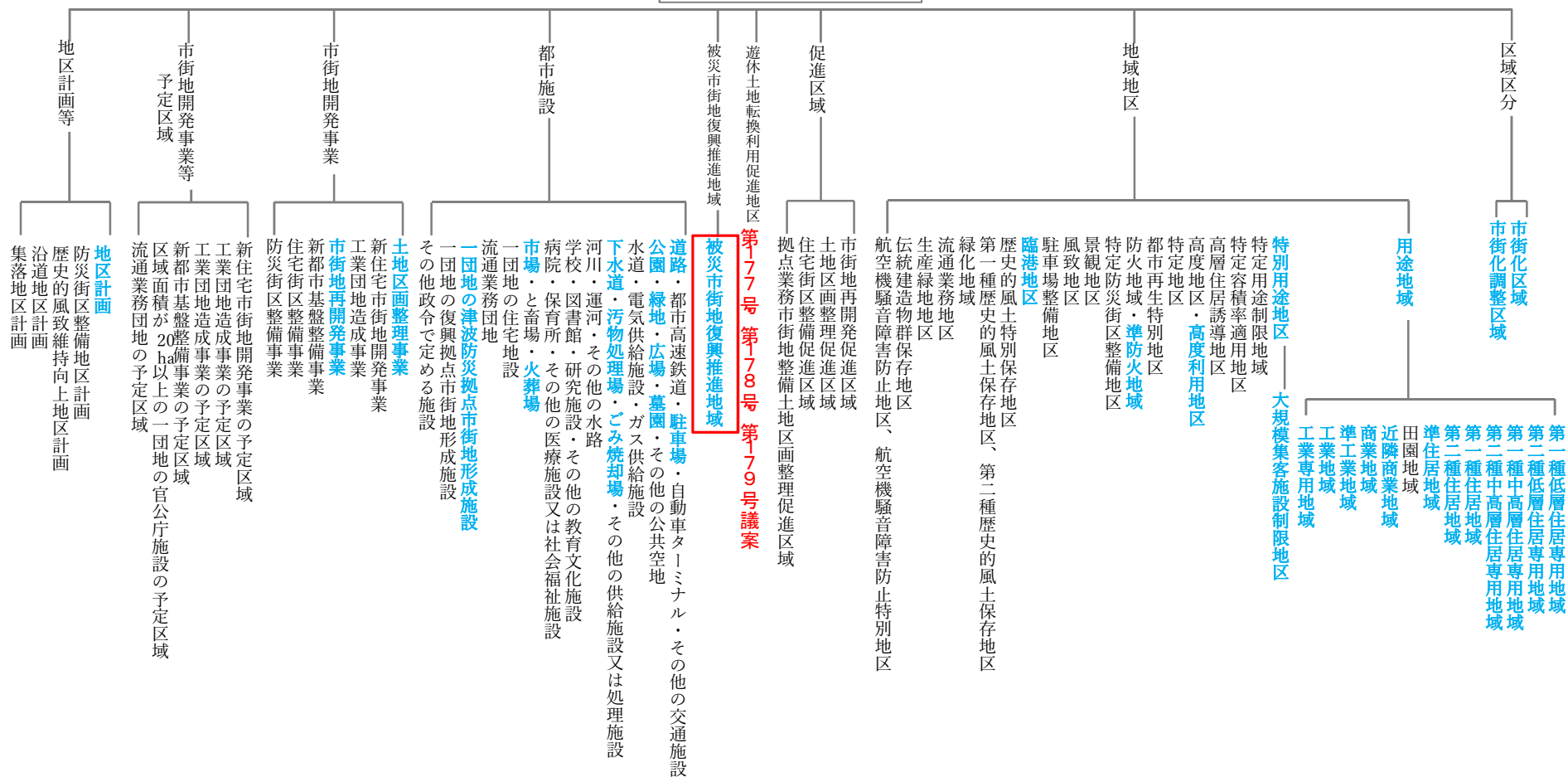
第178号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について
(石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止)

第179号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について
(石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止)

令和8年3月24日(火)

石巻市都市計画審議会

都市計画種別



※青字は本市において都市計画決定されているものです。

2 被災市街地復興推進地域の概要

(1) 被災市街地復興推進地域とは

- 被災市街地復興特別措置法（平成7年2月26日法律第14号）第5条に基づき定められた地域
- 大規模な火災、震災等により相当数の建築物が滅失し、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがある地域
- 緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、市街地の復興に必要な住宅の供給のための措置等を講ずる地域

(2) 地域内で実施する事業例

- 被災市街地復興土地区画整理事業
- 被災市街地復興再開発事業
- その他の事業（都市計画公園、都市計画道路、復興公営住宅の建設）

(3) 建築制限等の適用

災害の発生した日から起算して2年以内の日（平成25年3月10日）まで許可を受けた行為以外の行為を制限

《許可できる行為の例》

ア 土地の形質の変更

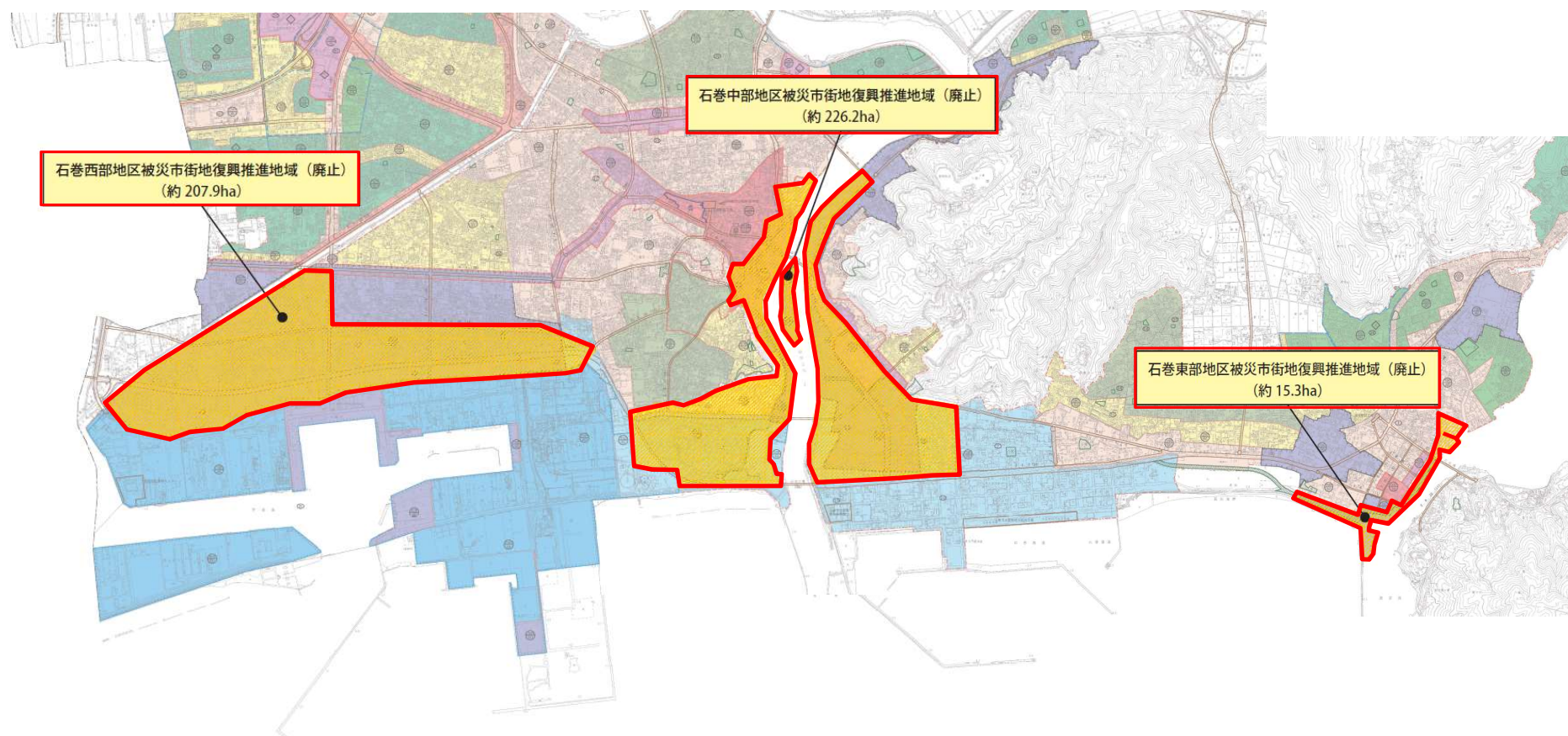
- ・ 都市計画に適合する0.5ha以上の規模の土地の形質の変更で、市街地開発事業の施行
その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの 等

イ 建築物の新築、改築又は増築

- ・ 地階を有しない2階以下、かつ主要構造部が木造、鉄骨造及びコンクリートブロック造
で容易に移転、除却ができるもの 等

3 変更する都市計画の位置

石巻西部・中部・東部地区被災市街地復興推進地域

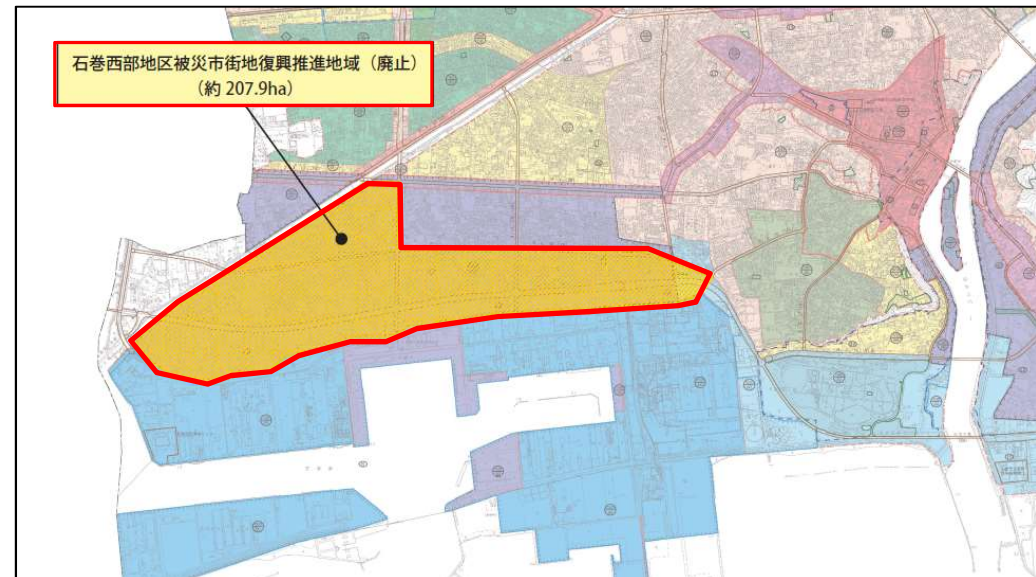


4 石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止

○都市計画審議会（決定審議）
平成23年9月1日

○都市計画決定
平成23年9月12日

○面積
約207.9ha



(1) 位置

石巻市中屋敷二丁目、新館一丁目、新館二丁目の各全部、中浦二丁目、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、双葉町、浦屋敷南、明神南、門脇字明神、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、中屋敷一丁目、新館三丁目、新館南、中浦一丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道東二丁目、大街道東三丁目、大街道南二丁目、大街道南三丁目、大街道南四丁目、重吉町、三河町、中島町、南光町二丁目の各一部

(2) 市街地の整備改善の方針

土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。

(3) 建築制限の期間満了の日

平成25年3月10日

4 石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止

(4) 実施した事業例

《土地区画整理事業》

- ・ 下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

《都市計画道路》

- ・ 石巻工業港運河線
- ・ 門脇流留線
- ・ 釜大街道線

《復興公営住宅》

- ・ 新館復興住宅
- ・ 中浦第一復興住宅
- ・ 中浦第二復興住宅
- ・ 三ツ股第二復興住宅
- ・ 大街道東第一復興住宅
- ・ 大街道東第二復興住宅
- ・ 大街道東第三復興住宅

(5) 廃止する理由

地区内の復興事業が令和５年度までに概ね完了し、令和６年度に「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」が廃止され、当初の目的を達成したため。

(6) 変更（廃止）案の縦覧結果

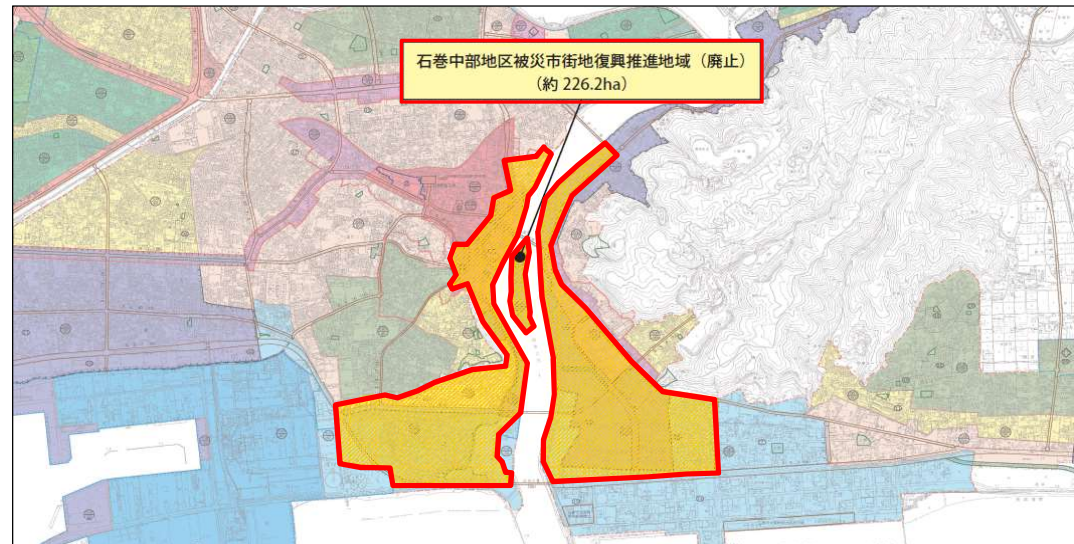
- ・ 縦覧期間
令和８年２月１３日から２月２６日まで
- ・ 縦覧者
なし
- ・ 意見書の提出
なし

5 石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止

○都市計画審議会（決定審議）
平成23年9月1日

○都市計画決定
平成23年9月12日

○面積
約226.2ha



(1) 位置

石巻市中央一丁目、中瀬、門脇町二丁目、門脇町四丁目、南浜町二丁目、南浜町三丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、川口町一丁目、川口町三丁目、湊字御所裏、湊東一丁目、湊東二丁目、湊東三丁目、湊西一丁目、湊西二丁目、湊西三丁目の各全部、中央二丁目、中央三丁目、住吉町一丁目、門脇町一丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、日和が丘二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、大門町三丁目、明神町二丁目、湊字大門崎、湊字須賀松の各一部

(2) 市街地の整備方針

土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、また、都市公園等を河川堤防と併せて整備し、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。

(3) 建築制限の期間満了の日

平成25年3月10日

5 石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止

(4) 実施した事業例

《土地区画整理事業》

- ・ 中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 湊北地区被災市街地復興都市区画整理事業
- ・ 湊東地区被災市街地復興都市区画整理事業
- ・ 湊西地区被災市街地復興都市区画整理事業

《市街地再開発事業》

- ・ 中央一丁目14・15番地区市街地再開発事業
- ・ 中央三丁目1番地区市街地再開発事業

《河川堤防》

- ・ 旧北上川河川堤防

《都市公園》

- ・ 石巻南浜津波復興祈念公園

《都市計画道路》

- ・ 南光湊線
- ・ 湊中央線

《復興公営住宅》

- ・ 門脇西復興住宅
- ・ 門脇東復興住宅
- ・ 日和が丘復興住宅
- ・ 中央第一復興住宅
- ・ 中央第二復興住宅
- ・ 中央第三復興住宅
- ・ 住吉町復興住宅
- ・ 湊町復興住宅
- ・ 大門町復興住宅

(5) 廃止する理由

地区内の復興事業が令和5年度までに概ね完了し、令和6年度に「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」が廃止され、当初の目的を達成したため。

(6) 変更（廃止）案の縦覧結果

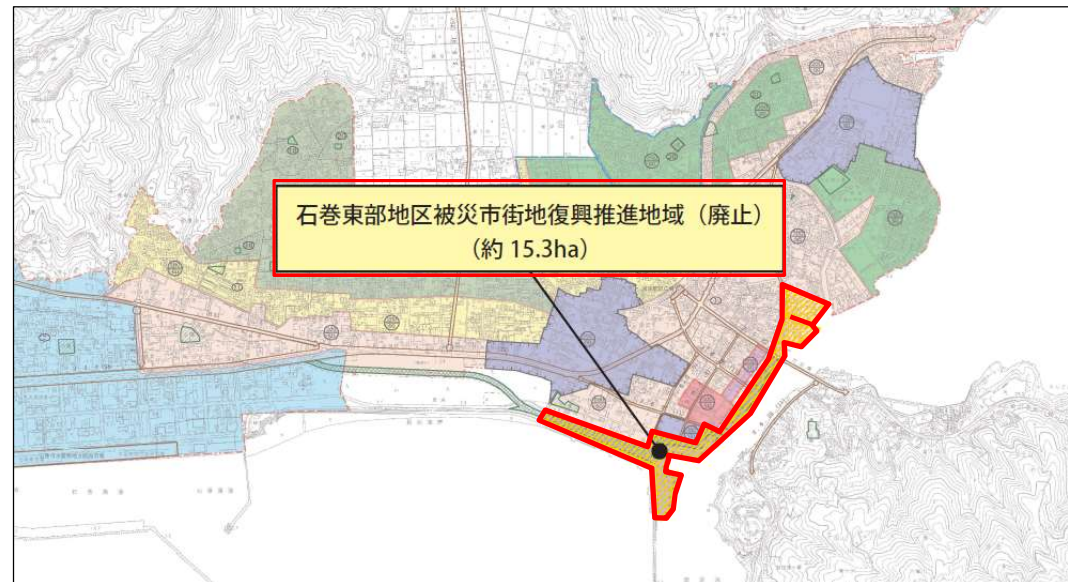
- ・ 縦覧期間
令和8年2月13日から2月26日まで
- ・ 縦覧者
なし
- ・ 意見書の提出
なし

6 石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止

○都市計画審議会（決定審議）
平成23年9月1日

○都市計画決定
平成23年9月12日

○面積
約15.3ha



(1) 位置

石巻市松原町、長浜町、幸町、渡波町三丁目、万石町、塩富町一丁目の各一部

(2) 市街地の整備改善の方針

津波高潮等から地域の安全性を高めるため、防潮堤の整備に合わせ、都市緑地等の緩衝地帯を配置し、避難路、避難場所と連携した、安全で安心な市街地の形成を図る。

(3) 建築制限の期間満了の日

平成25年3月10日

(4) 実施した事業例

《防潮堤》
・ 海岸防潮堤

《都市公園》
・ 防災緑地2号

6 石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止

(5) 廃止する理由

令和4年度までに海岸防潮堤及び都市緑地である防災緑地2号の整備が完了し、令和7年1月に防災緑地2号の整備に関連する保安林の植樹が完了したことに伴い、当初の目的を達成したため。

(6) 変更（廃止）案の縦覧結果

- ・ 縦覧期間
令和8年2月13日から2月26日まで
- ・ 縦覧者
なし
- ・ 意見書の提出
なし

7 都市計画決定までの流れ

時期	事項	備考
令和8年3月24日（火）	石巻市都市計画審議会へ附議	
令和8年4月中旬	宮城県知事協議	
令和8年5月下旬	変更決定の告示	